

高第116号
障第177号
令和5年5月2日

岐阜県医師会長 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長
障害福祉課長

岐阜県新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業
(高齢者施設、障がい者施設) について

平素は、本県の福祉行政の推進に、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

標記については、貴会ご協力のもと、参加医療機関の登録を得て、事業を運営してまいりましたが、今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症とされることを機に、自宅療養者への医療提供事業とともに高齢者施設、障がい者施設への医療提供事業も令和5年5月8日以降は実施しないこといたします。この事業に登録いただいた医療機関には別添のとおりお知らせいたしましたのでご承知おきください。

制度創設以来、高齢者施設、障がい者施設の医療確保にご協力いただきましたことを感謝申し上げます。今後とも福祉施設の医療確保に向け、ご支援を賜りますようお願いいたします。

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 事業者指導係			
係長	垣本	担当	青木
TEL	058-272-1111 内線 3468		
FAX	058-278-2639		

岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係			
係長	若原	担当	佐藤
TEL	058-272-1111 内線 3490		
FAX	058-278-2643		



高第116号
障第176号
令和5年5月2日

関係医療機関の長 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長
障害福祉課長

岐阜県新型コロナウイルス感染症自宅療養者等への医療提供事業
(高齢者施設、障がい者施設) について

平素は、県の福祉施策にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記事業は、昨年6月22日にみなさまにご登録いただき、施設内療養が発生した高齢者施設、障がい者施設において、配置医や協力医療機関等の医療支援が受けられない場合に、県からの依頼で、往診や電話診療を行っていただき、交付金をお支払する制度として運営してまいりました。

今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症とされることを機に、自宅療養者への医療提供事業とともに高齢者施設、障がい者施設への医療提供事業も令和5年5月8日以降は実施しないこといたします。

制度創設以来、高齢者施設、障がい者施設の医療確保にご協力いただきましたことを感謝申し上げます。今後とも福祉施設の医療確保に向け、ご支援を賜りますようお願いいたします。

岐阜県健康福祉部高齢福祉課 事業者指導係			
係長	垣本	担当	青木
TEL	058-272-1111	内線	3468
FAX	058-278-2639		

岐阜県健康福祉部障害福祉課 事業所指導係			
係長	若原	担当	佐藤
TEL	058-272-1111	内線	3490
FAX	058-278-2643		